

令和2年第3回取手市議会定例会議事日程（第5号）

令和2年9月18日（金）午前10時開議

- | | | |
|------|---------|---|
| 日程第1 | 議案第50号 | 取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について |
| | 議案第51号 | 取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第52号 | 取手市手数料条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第53号 | 取手市建築基準条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第54号 | 令和2年度取手市一般会計補正予算（第6号） |
| | 議案第55号 | 令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第56号 | 令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第57号 | 令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第58号 | 令和2年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 認定第1号 | 令和元年度取手市一般会計決算の認定について |
| | 認定第2号 | 令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について |
| | 認定第3号 | 令和元年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について |
| | 認定第4号 | 令和元年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| | 認定第5号 | 令和元年度取手市介護保険特別会計決算の認定について |
| | 認定第6号 | 令和元年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について |
| | 認定第7号 | 令和元年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について |
| 日程第4 | 決議案第2号 | 令和元年度取手市一般会計決算に関する決議案について |
| 日程第5 | 請願第7号 | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願 |
| 日程第6 | 請願第9号 | 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進へ意見書提出を求める請願 |
| 日程第7 | 請願第8号 | 「市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正に議論をつくす」議会運営を求める請願 |
| | 請願第10号 | 取手市内の全ての小中学校で少人数学級の実現を求める請願 |
| 日程第8 | 意見書案第9号 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止PCR検査体制の抜本的強化を求める意見書について |

日程第9	意見書案	教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書について
第10	意見書案	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

日程第10	意見書案	新型コロナウイルス感染症に係る地域医療現場への支援拡充を求める意見書
-------	------	------------------------------------

日程第11	総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件	
-------	--------------------------------------	--

取 監 発 第 29 号
令 和 2 年 9 月 8 日

取 手 市 議 会 議 長
齋 藤 久 代 殿

取 手 市 監 査 委 員 片 桐 弘 勝
同 山 野 井 隆

地 方 自 治 法 第 243 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く
監 査 委 員 の 意 見 に つ い て

令 和 2 年 9 月 4 日 付 ， 取 議 発 第 64 号 で 意 見 を 求 め ら れ た ， 議 案 第 50 号 「 取 手 市 長 等 の 損 害 賠 償 責 任 の 一 部 免 責 に 関 す る 条 例 に つ い て 」 は ， 地 方 自 治 法 の 一 部 改 正 に よ り ， 市 長 等 の 市 に 対 す る 損 害 賠 償 責 任 の 一 部 を 条 例 で 免 責 で き る こ と と さ れ た こ と に 伴 い ， 所 要 の 事 項 を 定 め よ う と す る も の で あ り ， 適 当 な も の と 認 め ま す 。

令和 2 年 9 月 9 日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

総務文教常任委員会
委員長 小堤 修

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第50号	取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について	原案可決
議案第51号	取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第52号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について	原案可決
認定第7号	令和元年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について	認 定

令和 2 年 9 月 8 日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

福祉厚生常任委員会
委員長 石井めぐみ

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第56号	令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第57号	令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第58号	令和2年度取手市介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
認定第3号	令和元年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	認定
認定第4号	令和元年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	認定
認定第5号	令和元年度取手市介護保険特別会計決算の認定について	認定

令和 2 年 9 月 7 日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

建設経済常任委員会
委員長 金澤克仁

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第53号	取手市建築基準条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第55号	令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
認定第2号	令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について	認定
認定第6号	令和元年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について	認定

令和2年9月14日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

一般会計決算・予算審査特別委員会
委員長 赤羽直一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第54号	令和2年度取手市一般会計補正予算（第6号）	原案可決
認定第1号	令和元年度取手市一般会計決算の認定について	認定

決議案第2号

令和元年度取手市一般会計決算に関する決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年 9月18日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 一般会計決算・予算審査特別委員会
委員長 赤羽直一

〔提案理由〕

認定第1号 令和元年度取手市一般会計決算の審査を踏まえ、次年度以降の予算編成等に必要と考える一般会計決算・予算審査特別委員会からの提言事項を議会として表明するため、決議するものです。

令和元年度取手市一般会計決算に関する決議案

今回の一般会計決算・予算審査特別委員会での審査の結果、令和3年度以降の予算編成等に必要と考える下記事項を提言します。

記

- 1 全庁各部課のさらなる連携による類似事業の見直し
複数の部課に関係する事業は、部課を超えた連携をし、限られた財源の中での事務執行となることに高い意識を持ち、効率化及び事業効果の向上に努めること。
- 2 将来を見据え、真に届く市の情報発信方法の調査研究促進
「ホームページに掲載した」「広報に掲載した」ではなく、市民に真に伝わる情報発信方法の抜本的な見直しのため調査研究を促進すること。
調査研究過程における当面は、経費負担の少ないメルマガの登録推進を、全職員挙げて強力に取り組むこと。
- 3 公共施設マネジメントの市民への情報提供と共有
総合的な方針・公共サービスの方向性の早期決定を求めるとともに、その方針・方向性を市民にあらかじめ十分な情報の提供と共有をし、理解度を深めた上で、公共サービスニーズ調査に着手すること。
- 4 桑原地区整備事業に関する三者話し合いの推進
準備組合、事業協力者、取手市の三者の話し合いを推進すること。
- 5 都市交通政策の推進に要する経費の見直し
国土交通省の政策の中、総合的な都市交通の戦略に基づく施策の推進で地域の魅力ある将来像と安全で円滑な交通を実現するため、関係者が共通の目標のもと、一丸となって必要な施策を総合的・一体的に行う総合的な都市交通の戦略の策定など推進している事業もある。また、国の補助金などもあるため経費の見直しを図ること。
- 6 市営住宅管理の見直し
市営住宅の老朽化が進んでいる。今後の市営住宅の在り方を見直しを含め、市の方針を速やかに決定すること。
- 7 学校給食費未納解消
学校給食費未納解消に努めるとともに、未納者に対して関係各所と緊密に連携して丁寧に対応すること。
- 8 児童生徒の読書率向上
各学校の図書館司書機能をさらに充実させるとともに、令和4年6月にシステム更新を迎える「ほんくる事業」は、今後の事業のあり方について検討すること。

以上、決議いたします。

令和 2年 9月 日

茨城県取手市議会

令和2年9月16日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

議会運営委員会
委員長 岩澤 信

請願審査報告について

本委員会は、令和2年9月1日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第8号	「市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正に議論をつくる」議会運営を求める請願	不採択	

令和 2 年 9 月 9 日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

総務文教常任委員会
委員長 小堤 修

請願審査報告について

本委員会は、令和2年9月1日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第7号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	採 択	関係機関に意見書を提出
請願第9号	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進へ意見書提出を求める請願	趣旨採択	
請願第10号	取手市内の全ての小中学校で少人数学級の実現を求める請願	不採択	

意見書案第10号

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年 9月18日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 総務文教常任委員会
委員長 小堤 修

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 2年 9月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣

意見書案第11号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を
求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年 9月18日

取手市議会議長

齋藤久代殿

提出者 議会運営委員会
委員長 岩澤 信

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年 9月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣
経済産業大臣 経済再生担当大臣 まち・ひと・しごと創生担当大臣

意見書案第12号

新型コロナウイルス感染症に係る地域医療現場への支援拡充を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年 9月18日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 山野井 隆

〃 〃 金澤 克仁

〃 〃 染谷 和博

新型コロナウイルス感染症に係る地域医療現場への支援拡充を求める意見書（案）

地域医療の現場は、新型コロナウイルス感染症による様々な課題と対策に日々追われる現状にあり、取手市内においても同様の状況にある。患者の診察ひとつをとっても、その症状に新型コロナウイルス感染症の疑いがあるだけで一人一人の消毒の必要性が発生し、より多くの検査をしたくとも機器の消毒などで30分以上の間隔を空けないと次の患者を診察することができない現実があると聞き及んでいる。

また、現在では「無症状でも検査を」といった報道等もされていることから、現実的には体調不良等から新型コロナウイルス感染症の検査を受けさせてほしいといった患者が多くいる情報もある。このようなケースが増加していくと、保健所における電話相談だけでは判断が困難な場合も発生することが考えられ、結果的に近隣の医療機関を受診するといった流れも増え、地域の医療現場にはさらなる負担がかかってくるものと考ええる。

このように、コロナ禍の第一線にある地域の医療現場においては、医療の提供に際して、これまでとは比較にならない時間や労力を必要としていることが容易に想像することができ、これらの状況は地域の医療現場の疲弊につながるものであり、ひいては地域医療の崩壊をも招かざるを得ない可能性があるものと考えられる。

以上のことから、地域医療現場の実態把握を強く国に訴えるとともに、下記事項の早期実現を求める。

記

- 1 地域医療提供体制の確保および地域における検査体制の抜本的な拡充
- 2 地域医療現場の過重な負担を発生させることのないPCR検査体制の確立
- 3 新型コロナウイルス感染症に対応している医療機関のみならず、地域を面で支える医療機関への支援の強化
- 4 季節性インフルエンザ流行期に備えた医療提供体制の確保

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年 9月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院・参議院議長 厚生労働大臣 総務大臣 財務大臣

令和2年9月17日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

総務文教常任委員会

委員長 小堤 修

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和元年度「議会を知り・未来を語る～取手二中3年生&取手市議会～」における中学生市議から提言された事項に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和2年3月9日，令和2年7月17日
- 3 意見 別紙のとおり

【総務文教常任委員会】令和元年度「議会を知り・未来を語る～取手二中3年生&取手市議会～」における

中学生市議から提言された事項（課題・提案・考えられる効果等）

	中学生からの課題	中学生からの提案	提案が実施できた場合の考えられる変化や効果	調査報告及び検討事項
1	<ul style="list-style-type: none">投票率が低い無投票が多い	<ul style="list-style-type: none">インターネットを使った投票（市で発行する番号を使用して）	<ul style="list-style-type: none">投票率の増加意見を積極的に取り入れられる	<p>現在、ネット投票の制度化はされていませんが、昨年つくば市及び国で、選挙ではないものの、ネット投票の実証実験が行われていることから、取手市も今後の国の動向を注視していきます。</p> <p>さらに、投票率向上を目指し、選挙についてあらゆる角度から検討を重ねているところです。</p>

令和2年9月17日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

福祉厚生常任委員会

委員長 石井めぐみ

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和元年度「議会を知り・未来を語る～取手二中3年生&取手市議会～」における中学生市議から提言された事項に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和2年3月10日，令和2年9月8日
- 3 意見 別紙のとおり

【福祉厚生常任委員会】令和元年度「議会を知り・未来を語る～取手二中3年生&取手市議会～」における

中学生市議から提言された事項（課題・提案・考えられる効果等）

	中学生からの課題	中学生からの提案	提案が実施できた場合の考えられる変化や効果	調査報告及び検討事項（議員調査回答）
1	・少子高齢化、過疎化	1 保育・子育て支援の充実 (国の費用で空き家建て替え)	<ul style="list-style-type: none"> ・若い夫婦の移住・定住 ・少子化改善・人口増 ・町の繁栄 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理不全による再利用が難しい空き家が存在しています。 ・空き家の所有者が県外にあり、連絡が困難な場所があります。 ・住宅・土地統計調査によると、2018年時点における取手市内の空き家数は2330戸です。 ・2020年4月に空家等利活用の媒介制度を開始しました。 ・空き家を小規模保育所として、再利用の検討しています。 (0～2歳までの幼児の保育) ・市では保育所等整備交付金の利用を検討しています。
		2 保育士の給料増、非正規職員増、企業保育園の増	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の給料増について <p>各機関等の施策等を中心に、給料面の実状や各機関等の様々な施策制度、助成支援等について調査しました。</p> <p>保育士の給与水準は地域により大きく差があります。人口や産業・経済力等が地域により異なるためであり、雇用状況も異なるためです。最低賃金が地域により差があることから推察できます。要因の一つとして、地域の特性から保育の需要等が異なり、処遇改善等にも違いが見られることが挙げられます。厚労省のデータより、都道府県別保育士平均年収の最上位は東京都であり上位は大都市圏が中心だが、前年比で15万円上昇</p>

			<p>した県もあり、地域により処遇改善等の取組に差が出てきています。上記は平均年収を例に挙げたが、個々人の給料について、勤務する園等でも差が出てきます。「公立か私立か」やその園等の規模による差等からも給料差が出てきます。役職や勤続経験年数等によってもその地域や園等により差が出ますが、茨城県や取手市でも多くの施策制度や助成支援等が出されています。処遇改善加算による給料のベースアップや昇進による待遇アップ等、様々な給料増策が出されていることを踏まえた上で、たとえ給料は少々低くても、「そこで働きたい」、「その園で勤務したい」という付加価値に差をつけている園は多くあります。給料を上げることは就業に繋がる大きな要因であるが、限界もあります。給料面のみならず、「福利厚生面」や「園の設備面」、「業務内容の変革」等々による、給料面以外の検討も必要ではないかと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none">・非正規職員増について <p>保育士の労働・勤務時間や業務内容、各園での工夫や取組、各機関等の施策等について調査しました。</p> <p>多くの園がシフト制を採用しており、多く見られるのが、シフト交代制で、その勤務シフトにより業務内容を分けている様子です。多忙時間帯にスポット的に入る職員、休憩時間が時間通り取れるようその時間に増員と、園により様々な工夫が図られ、負担軽減に努められています。保育士の業務内容は保育全般であるが、他業務も山積しており、事務作業や職員間の疎通、設備運営管理等々、日夜多忙を極めます。そこで、前述のとおり短時間勤務の非正規職員の採用は有効であり、各機関等も様々な施策を掲げてます。その一施策である「同一労働同一賃金」は、正規職員のみならず非正規職員の不合理な待遇等の格</p>
--	--	--	--

			<p>差是正が図られることや就職に対する不安等が払拭されること等、就業に関する問題解消に期待がかかります。様々な施策制度、助成支援等が掲げられ、復職や潜在保育士等の就業体制の整備も進められている中、更に現場の聴取・調査等や使用者側の取組みについて検討し、提案する必要性もあると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none">• 企業保育園の増について <p>「事業所内保育所」と「企業主導型保育所」の事業内容や助成制度、各所の長短所や問題課題、市内の状況等を調査しました。それにより、今後の利用児童数や既存の公私立保育所との関係性を十分に検討する必要があると考えられます。それを踏まえた上で、開設前の事前調査や企業内、地域等のニーズを把握し、企業従業員や近隣地域の利用希望者、保育職員等との連携協力等、それら各々の理解が最も重要であると考えます。それと同時に、設立設置の説明会やセミナーを開催し、各機関等の支援、助成制度や手続き方法、運営方法等、各機関等との関わりがポイントになると考えられます。</p>
--	--	--	--

令和2年9月17日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

建設経済常任委員会

委員長 金澤克仁

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和元年度「議会を知り・未来を語る～取手二中3年生&取手市議会～」における中学生市議から提言された事項に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和2年3月11日、令和2年9月7日
- 3 意見 別紙のとおり

【建設経済常任委員会】令和元年度「議会を知り・未来を語る～取手二中3年生&取手市議会～」における

中学生市議から提言された事項（課題・提案・考えられる効果等）

	中学生からの課題	中学生からの提案	提案が実施できた場合の考えられる変化や効果	現状・課題等
1	商店街を活性化 (若者に焦点を)	・若者が来るようなイベントの開催(e スポーツ等)	商店街が明るくなる、きれいになる、収入が増える、取手の活性化につながる	イベント開催については、各商店会において知恵をしぼり、夏祭りやビンゴ大会、縁日、歳末大売り出し等、独自に展開されております。現在のところ、若者に特化したeスポーツ大会等を実施している商店会はありませんが、良いアイデアとして参考にさせていただきます。
		・フリーマーケット (中高生対象)	同上	現在、中高生を対象にした取組はありませんが、取手駅前商店会の縁日や、取手競輪場で開催するサイクルアートフェスティバルにおいて、フリーマーケットを実施している状況です。
		・地方紙やネットに広告を出す	同上	主に市広報紙や商店会ホームページ、タウン誌、新聞折り込み等でPRを図っています。
		・翻訳機の導入	同上	外国人観光客や在日外国人を受け入れるための対策となる取組になると思いますが、現状において翻訳機の導入を検討している商店会はないようです。近年は翻訳アプリの性能が向上してきており、必要に応じてアプリをインストールするよう周知を求めたいと考えております。

		<p>・ごみ箱、トイレ、休憩所、喫煙所の設置</p> <p>商店街をきれいにするため、ポイ捨て防止としてゴミ箱を。買い物客が気軽に立ち寄れる場所に休憩所・トイレを設け、子連れ客も子どもも安心できるように。喫煙者・禁煙者が共存し、気持ちよく買い物できるように喫煙所を。</p>	<p>同上</p>	<p>ごみ箱、トイレ、休憩所、喫煙所の設置は、各店舗個別で対応している状況であり、商店会単位での設置に関する取組は、現状ではありません。先進事例を参考に、誰もが安全・安心に買い物を楽しめる環境を創出することが、商店街の活性化に繋がるものと感じています。</p>
--	--	---	-----------	--